

2 指定病害虫等の種類ごとの総合防除の内容

法第22条の3第2項第2号に基づき本計画で総合防除の内容を定める病害虫は、国（農林水産大臣）が指定する指定病害虫のうち本県で発生が見られる133種及び本県で防除指導が必要な指定病害虫以外の病害虫45種とする（別表1）。

別表1 総合防除の対象とする病害虫

分類	作物名	病害虫の種類
いね	いね	イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ、フタオビコヤガ、稲こうじ病、いもち病、ごま葉枯病、縞葉枯病、白葉枯病、苗立枯病、ばか苗病、もみ枯細菌病、紋枯病
むぎ	むぎ類	赤かび病、うどんこ病、さび病
	大麦	網斑病*
	小麦	黄斑病*
豆類	だいず	アブラムシ類、吸実性カメムシ類、ハスモンヨトウ、フタスジヒメハムシ、紫斑病、葉焼病*
野菜	野菜共通	オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ツマジロクサヨトウ*、ハスモンヨトウ、ヨトウガ
	アスパラガス	アザミウマ類、コナジラミ類*、褐斑病*、茎枯病*、斑点病*
	いちご	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、萎黄病*、うどんこ病、炭疽病、灰色かび病
	キャベツ	アブラムシ類、モンシロチョウ、菌核病、黒腐病、軟腐病*、べと病*
	きゅうり	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病、黄化えそ病*、褐斑病、退緑黄化病*、炭疽病、灰色かび病、べと病

分類	作物名	病害虫の種類
野菜	たまねぎ	アザミウマ類、白色疫病、べと病
	トマト	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、 トマトキバガ*、うどんこ病、疫病、黄化葉巻病、 黄化病*、すすかび病、灰色かび病、葉かび病
	なす	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類*、 チャノホコリダニ*、うどんこ病、すすかび病、 灰色かび病
	にんじん	黒葉枯病
	ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギハモグリバエ、 黒斑病、さび病、べと病
	はくさい	アブラムシ類、モンシロチョウ*、菌核病*、黒腐病*、 軟腐病*、べと病*
	ピーマン	アブラムシ類、うどんこ病
	ブロッコリー	アブラムシ類*、モンシロチョウ*、菌核病*、黒腐病*、 軟腐病*、べと病*
	ほうれんそう	アブラムシ類、べと病*
	レタス	アブラムシ類、菌核病、軟腐病*、灰色かび病
いも類	さつまいも	ナカジロシタバ、基腐病
	さといも	アブラムシ類
	ばれいしょ	アブラムシ類、疫病、そうか病*
花き	きく	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、 えそ病*、白さび病、灰色かび病*
果樹	果樹共通	果樹カメムシ類
	いちじく	アザミウマ類*、株枯病*、黒葉枯病*
	うめ	かいよう病、黒星病
	かき	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ、 ハマキムシ類、炭疽病

分類	作物名	病虫害の種類
果樹	かんきつ	アザミウマ類、アブラムシ類、カイガラムシ類*、 ハダニ類、ミカンサビダニ、かいよう病、黒点病、 そうか病
	キウイフルーツ	カイガラムシ類*、かいよう病、果実軟腐病*
	すもも	スモモミハバチ*、灰星病*
	なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、 ニセナシサビダニ、ハダニ類、ハマキムシ類、 赤星病、黒星病、黒斑病
	ぶどう	アザミウマ類、灰色かび病、晩腐病、べと病
	もも	シンクイムシ類、ハダニ類、せん孔細菌病、胴枯細菌病*
茶	ちゃ	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、 チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類、 ハマキムシ類、新梢枯死症*、炭疽病、もち病*、輪斑病*

注) *は国（農林水産大臣）が指定する指定病虫害以外の病虫害

(1) 総論

- 土壌診断に基づく適正な施肥管理、堆肥や緑肥等の活用による土作り、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗、抵抗性品種または抵抗性が高い品種の使用、病害虫の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、病害虫が発生しにくい生産条件を整備する。
- ほ場内の見回り、または必要に応じて粘着シート等を設置し、病害虫の発生や被害状況を把握するとともに、県が発表する発生予察情報や過去の病害虫の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、病害虫の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵製剤や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。
- 作物の生育及び病害虫の発生状況に合わせ、病害虫の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って適正に使用する。
- 薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
- 化学農薬を使用する場合には、薬剤の個々の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。
- 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤を用いたローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤抵抗性または薬剤耐性が確認されている薬剤については当該地域での使用を避ける。
- 薬剤散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- 各農作業の実施日、病害虫の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。
- 県や農業者団体等が開催する病害虫の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。